

福祉サービス第三者評価に取り組みやすくなります！

事業所が目指していることの実現に向けて、これから、どんなことに力を入れていったらいいんだろう？



より良いサービスを提供するために、改善しなければならない部分ってどんなこと？

私たちの取り組みについて、地域の人たちにもっとよく知って欲しい！

利用者本位の福祉サービスの実現に向けて、福祉サービス第三者評価を実施してみよう。

でも

福祉サービス第三者評価をはじめて実施するので、どのようなものかよく分からない。

下記のサービス種別について
これまでの「標準の評価」に加えて、

「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」 (サービス項目を中心とした評価)

が選択できるようになりました。

「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」とは？

利用者にとって関心の高い、事業所の「サービス」の内容や質を中心に評価するもので、東京都の第三者評価のひとつの方法です。

「標準の評価」を実施するよりも、事業所のみなさんの作業量が軽減されます。

「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択できるサービスは、次のとおりです

高齢分野

訪問介護

訪問入浴介護

訪問看護

福祉用具貸与

居宅介護支援

通所介護

小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)

認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)

障害分野

生活介護

自立訓練(機能訓練)

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援A型

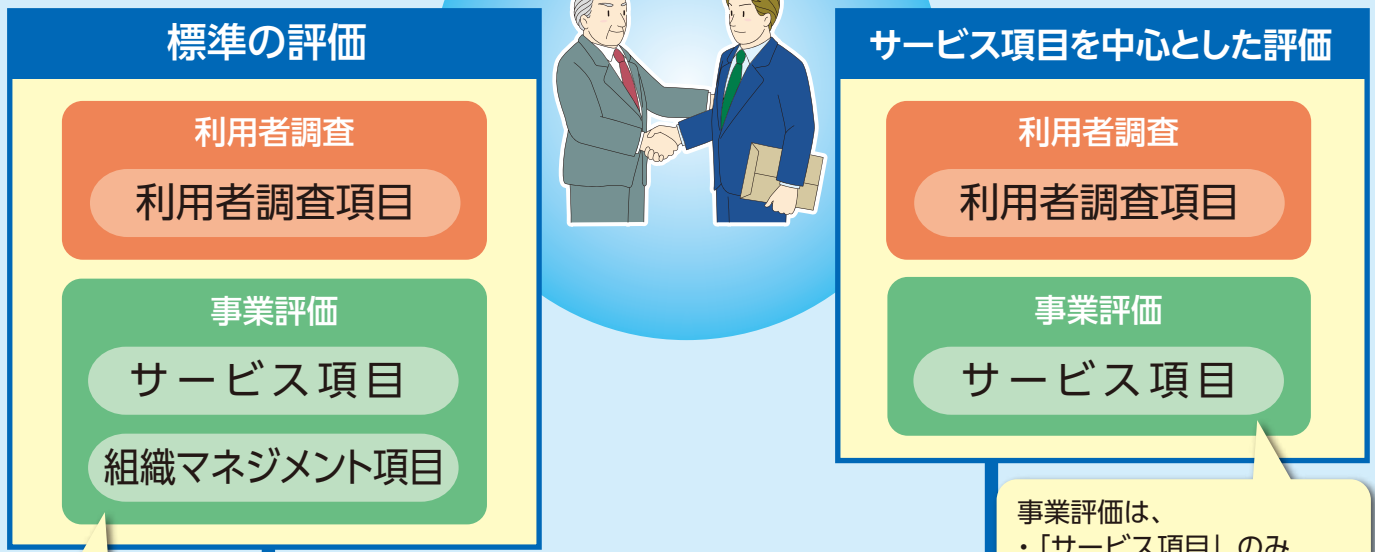
就労継続支援B型

多機能型事業所

「標準の評価」と「サービス項目を中心とした評価」の違い

これまでの「標準の評価」に加えて、「サービス項目を中心とした評価」について、事業者が選択して実施することが出来ます。

事業者による評価手法の選択



事業評価は、
 ・「組織マネジメント項目」
 ・「サービス項目」
 のすべてを用いて実施します。

事業所の経営や組織のマネジメント力とサービスの内容や質に関する総合的な評価を実施することが出来ます。

HP公表

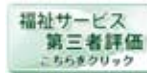
事業評価は、
 ・「サービス項目」のみ
 を用いて実施します。
 ※そのほか、「利用者保護に関する項目」
 として2項目を追加しています。

そのため、事業所の作業量は軽減されますが、「標準の評価」に比べ、事業所の経営や組織のマネジメント力の評価は限定されます。

詳しくはホームページをご覧ください。

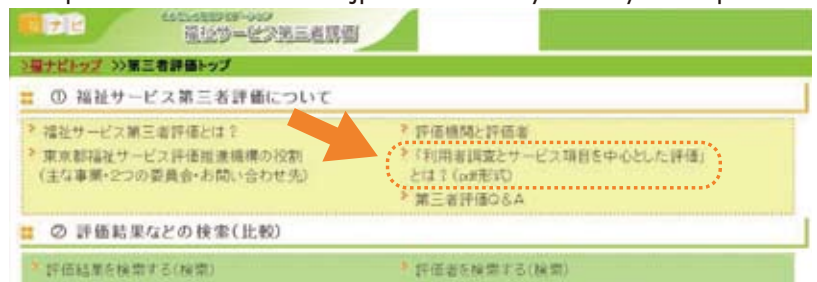
とうきょう福祉ナビゲーション
<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

画面上部のこのアイコンをクリック



福祉サービス第三者評価のページ

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>



受審済み 事業者向けステッカー



標準の評価



サービス項目を中心とした評価

※「標準の評価」と「サービス項目を中心とした評価」では、受審済みステッカーが異なります。

東京都福祉サービス評価推進機構

財団法人 東京都福祉保健財団 情報部 評価支援室

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階 Tel:03-5206-8750 Fax:03-3235-8533

【とうきょう福祉ナビゲーション】<http://www.fukunavi.or.jp>